

空き家の解体費・改修費を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、空き家の有効活用と町民の良好な居住環境を確保することを目的に、町内空き家の解体費・改修(リフォーム)費の一部を下記のとおり補助します。

○申請開始日 5月15日(金)

【解体費補助】

補助金額	条件等	件数
工事経費の1/3で 上限300,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●町内に所在する居住の用に供していた建築物で1年以上使用されていない空き家であり、①②のいずれかであること ①特定空き家(勧告を受けている場合は除く) ②昭和56年5月31日以前に建築された老朽建物で町が定める老朽空き家の基準を満たす空き家 ●依頼業者が町内業者であること 	3件(先着順)

【一般世帯改修(リフォーム)費補助】

補助金額	条件等	件数
工事経費の1/2で 上限200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ●5年以上その物件に定住する意思があること ●依頼業者が町内業者であること ●町で実施の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと 	1件(先着順)

【子育て世帯改修(リフォーム)費補助】

補助金額	条件等	件数
工事経費(外構は除く)の1/2で 上限200,000円	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ●町外に1年以上居住しており中学生以下の子を扶養する世帯であること ●父又は母が40歳未満であること ●5年以上その物件に定住する意思があること ●依頼業者が町内業者であること 	1件(先着順)
上記のほかに、 <ul style="list-style-type: none"> ●引越し等に係る費用(物品の購入費は除く)の1/2で上限10万円 ●中学生以下の子ども一人あたり3万円で上限9万円を補助します。 		

ゴールデンウィーク期間のごみ収集と受け入れについて

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

ゴールデンウィーク期間は、通常通りごみの収集を行います。収集日の詳細については、24ページ(裏表紙)の「くらしのカレンダー」をごらんください。

また、小山川クリーンセンターへのごみの自己搬入についても、通常通り行います。受入時間等は以下の通りです。

【小山川クリーンセンターごみ搬入の受入時間】

午前8時40分～正午、午後1時～4時30分 ※土曜日、日曜日を除く(祝日は受入を行います)

問合せ:小山川クリーンセンター ☎0495-22-8200 FAX0495-22-8201

～小山川クリーンセンターからのお願い～

小山川クリーンセンターでは、例年ゴールデンウィーク期間に直接ごみを持ち込まれる方が多く、ごみの搬入車両により大変混雑し、受付及び荷下ろしに時間がかかることが予想されます。

このため、指定袋に入れることが可能なごみについては、決められたごみ集積場所を利用して排出いただきますようご協力をお願いします。

また、粗大ごみなど、通常のごみ収集が利用できず、小山川クリーンセンターへ直接自己搬入する場合は、可能な限りゴールデンウィーク期間を避けてご利用されますようお願いいたします。

狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、有害鳥獣による人的被害や農作物等の被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲に必要である狩猟免許を新たに取得する場合、費用の一部を補助します。

○申請開始日 5月15日(金)

○補助対象

下記のいずれにも該当する者。

- ・町内に住所を有しており、交付申請日現在で年齢が65歳未満の者。
 - ・町税等を完納している者。
 - ・新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得する者。
 - ・免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる者。
- ※免許が取得できなかった場合は、補助金の交付は受けられません。

○補助金額

免許の種類	補助金額	募集人数
第一種銃猟	上限 200,000 円	2 名
わな猟	上限 50,000 円	2 名

※補助の中には、免許取得に要した費用や銃器関連装備品の取得に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。銃本体及び免許の再取得は対象になりません。

○申請書類

- ・交付申請書
- ・誓約書
- ・町税に滞納のない証明書
- ・年齢を確認できる証明書(写し)
- ・その他町長が必要と認める書類